

○広島国際大学助産学専攻科規定

2010年5月19日

学園1181

改正 2024年3月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規定は、広島国際大学学則第3条の2に定める広島国際大学助産学専攻科(以下「本専攻科」という)について、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本専攻科は、専門性が高度に求められる助産学における学識および卓越した助産実践能力を培い、女性のライフステージに幅広く対応できるリプロダクティブヘルス分野におけるスペシャリストを育成する。

第2章 組織

(学生定員)

第3条 本専攻科の学生定員は、つぎのとおりとする。

入学定員	収容定員
10人	10人

(専攻科長)

第4条 本専攻科に専攻科長を置く。

2 専攻科長については、職制に関する規定に定める。

(専攻科委員会)

第5条 本専攻科の管理運営に関する重要な事項は、広島国際大学助産学専攻科委員会(以下「専攻科委員会」という)で審議する。

2 専攻科委員会については、専攻科委員会規定に定める。

第3章 修業年限および在学年限

(修業年限)

第6条 本専攻科の修業年限は、1年とする。

(在学年限)

第7条 本専攻科の学生は、2年を超えて在学することができない。

第4章 入学

(入学時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本専攻科に入学することができる者は、看護師資格を有する女子で、つぎの各号のいずれかに該当し、本専攻科が行う選考のための試験に合格した者とする。

イ 学校教育法に定める大学を卒業した者

ロ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者

ハ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

ニ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

ホ 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

ヘ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

ト 文部科学大臣の指定した者

(入学志願手続)

第10条 本専攻科に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに出願手続をしなければならない。

(入学者の選考)

第11条 入学者の選考は、専攻科委員会の議を経て、学長がこれを行う。

(入学手続および入学許可)

第12条 前条による選考に合格した者は、所定の書類に学費を添えて、所定の期日までに入学手続をしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 前項により入学を許可された者は入学宣誓式に出席し、かつ、入学の宣誓をしなければならない。

(編入学、転入学および再入学)

第13条 本専攻科への編入学、転入学および再入学は認めない。

第5章 教育課程および修了要件等

(授業科目、単位および履修方法)

第14条 本専攻科の授業科目、単位および履修方法は、別表のとおりとする。

(成績の評価)

第15条 成績の評価は、試験のほか、学生の日常の学修状況等を勘案して行う。

2 試験の成績は、S・A・B・C・D・*の6種の評語をもって表し、その評価基準はつぎのとおりとする。また、それぞれのグレードポイント(以下「GP」という)はつぎのとおりとする。

「S」：100～90点(GP：4)

「A」：89～80点(GP：3)

「B」：79～70点(GP：2)

「C」：69～60点(GP：1)

「D」：59～0点(GP：0)

「*」：評価不能

3 成績評価「S・A・B・C」を合格とする。

4 単に合格または不合格をもって示す授業科目は、当該科目が合格の場合は「G」、不合格の場合は「F」と表示する。

5 単位認定を受けた授業科目は「認」と表示する。

6 第2項の成績評価による学業結果を有効利用するために、グレードポイントアベレージ(以下「GPA」という)を用いる。

7 前項に定めるGPAは、各履修科目の単位数にGPを乗じた積の合計を、総履修単位数で除して算出する。

8 つぎの授業科目は、GPAの計算対象としない。

イ 修了要件に含むことができない授業科目

ロ 評価を「認」、「G」、「F」で表示する授業科目

ハ 履修辞退した授業科目(ただし、再履修した授業科目を辞退した場合は、既に評価された成績をもって計算対象とする)

ニ その他別に定める授業科目

(単位の授与)

第16条 授業科目を履修し、前条により合格した者には、所定の単位を与える。

(修了)

第17条 本専攻科に1年以上在学して、所定の授業科目を履修し36単位以上を修得した者

には、専攻科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

第6章 休学、退学および除籍等

(休学)

第18条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き2ヶ月以上修学することができない者は、所定の休学願を提出し、専攻科長の許可を得て休学することができる。

2 病気その他修学することが適当でないと認められる者については、専攻科委員会の議を経て、専攻科長は休学を命じることができる。

(休学期間)

第19条 休学期間は、1年以内とする。

2 休学期間は、第7条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第20条 休学期間が満了したとき、または休学期間中にその理由が消滅したときは、専攻科長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第21条 退学しようとする者は、専攻科長に保証人連署の退学願と学生証を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第22条 つぎの各号のいずれかに該当する者は、学長がこれを除籍する。

- イ 学費を所定の期日までに納入しない者
- ロ 休学者で在籍料を所定の期日までに納入しない者
- ハ 休学期間満了前までに、復学を願い出ない者
- ニ 第7条に定める在学年限を超えた者
- ホ 第19条第1項に定める休学期間を超えた者
- ヘ 死亡が確認された者

第7章 入学検定料および学費等

(入学検定料)

第23条 入学検定料は35,000円とする。

(学費)

第24条 学費は、入学金および授業料とし、つぎのとおり定める。

入学金	授業料(年額)
-----	---------

250,000	1,500,000
---------	-----------

- 2 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 休学中の学費は、休学を許可された期の翌期から免除する。
- 4 前項により学費を免除された者は、つぎに定める在籍料を納入しなければならない。

前期	後期
60,000	60,000

- 5 学費および在籍料の納期、納入方法等について必要な事項は、学費納入規定を準用する。
(既納の検定料および学費等)

第25条 既に納入された検定料、学費および在籍料は、返戻しない。ただし、学費納入規定に定めのある場合は、この限りでない。

第8章 その他

(準用)

第26条 学年、学期および休業日については広島国際大学学則(以下「学則」という)第3章、賞罰については学則第9章を準用する。

- 2 前項に定めるほか、必要な事項は、学則その他の諸規定を準用する。
(規定の改廃)

第27条 この規定の改廃は、専攻科委員会および大学・大学院運営会議の意見を聴き、学長の承認を得て、理事長が行う。

付 則

- 1 この規定は、2011年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2024年4月1日から施行する。

別表 教育課程表

助産学専攻科の授業科目、単位および履修方法

授業科目		単位数		
		必修	選択	自由
助産学基礎領域	助産学概論	1		
	ウィメンズヘルス	1		
	生殖科学	2		
	バイオエシックス	1		
	母性の発達	2		
助産学実践領域	助産診断・技術学Ⅰ	2		

	助産診断・技術学Ⅱ	2		
	助産診断・技術学Ⅲ	1		
	助産診断・技術学Ⅳ	1		
	助産診断・技術学演習	2		
	健康教育演習	1		
	周産期ハイリスク	1		
	周産期救急演習	1		
	母乳育児支援		1	
	地域母子保健	2		
	助産管理	2		
	助産学実習Ⅰ	2		
	助産学実習Ⅱ	6		
	助産学実習Ⅲ	2		
	助産学実習Ⅳ	2		
助産学実践関連 領域	助産学研究	1		
	家族関係論		1	
	国際母子保健		1	

《履修方法》

- ① 必修科目35単位を修得すること。
- ② 助産学実践領域および助産学実践関連領域のうち、選択科目1単位以上を修得すること。